

社会福祉法人 志賀福祉会

空床利用型ショートステイ 真野しょうぶ苑 運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 志賀福祉会が設置する空床利用型ショートステイ真野しょうぶ苑(以下「事業所」という。)において実施する短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、その他の従業者(以下「職員」という。)が、要介護状態(要支援状態)の利用者に対し、適切な短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 短期入所生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の人格に十分配慮し、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに現存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護(介護予防)支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅(介護予防)サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者が短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護(介護予防)支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めるものとする。
- 6 前5項のほか、「大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び

運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月22日大津市条例第15号)、「大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年3月22日大津市条例第16号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第2章 事業の名称等

(事業名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする

- (1) 名 称 空床利用型ショートステイ真野しょうぶ苑
- (2) 所在地 滋賀県大津市真野四丁目2番1号

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の定数)

第4条 職員の定数は、大津市の条例の配置基準を下回らない職員を置くものとする。

(職員の区分)

第5条 施設は、次の職員を配置し、併設の介護老人福祉施設を兼務する。

- | | |
|--------------|-----------|
| 1) 管理者 | 1名 |
| 2) 事務員 | 1名 |
| 3) 生活相談員 | 1名以上 |
| 4) 看護師 | 3名以上 |
| 5) ケアワーカー | 20名以上 |
| 6) 管理栄養士 | 1名以上 |
| 7) 医師 | 1名以上(非常勤) |
| 8) 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| 9) 運転手 | 1名以上(非常勤) |
| 10) 宿直員及び業務員 | 2名以上(非常勤) |

2 前項に定める者の他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第6条 職員の職務は次のとおりとする。ただし、施設の円滑な運営を図るため、必要な場合、施設はそれぞれの職場以外の職務を命ずることがある。

- 1)管理者は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、老人福祉法等に規定される事業所の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- 2)事務員は、庶務、及び一般経理と施設運営に関する業務を行う。
- 3)生活相談員は、事業所に対する(介護予防)短期入所生活介護の利用申込に係る調整、利用者又は家族への生活相談、(介護予防)短期入所生活介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整に従事する。
- 4)看護師は、利用者の医学的管理の補助、診療の補助、看護、保健衛生管理と指導、投薬管理、医療器具の保管、及び職員の保健衛生の管理、指導に関する業務を行う。
- 5)ケアワーカーは、食事、入浴、排せつ及び外出支援等利用者の(介護予防)短期入所生活介護計画施設に即した日常生活の支援に関する業務及び生活環境の整備、営繕等の業務を行う。
- 6)管理栄養士は、利用者の食事の献立作成及び給食業務に従事する。
- 7)医師は、利用者の診療、健康管理、及び職員の保健衛生指導に関する業務を行う。
- 8)機能訓練指導員は、利用者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善または維持するための機能訓練を行う。
- 9)運転手は、利用者の送迎、及びその他法人車の運転を行う業務を行う。
- 10)宿直員及び業務員は、夜間における諸事の対応、及び清掃業務を行う。

第4章 利用者の定員及びユニット数

(利用者の定員及びユニット数)

第7条 事業所の利用者の定員はユニット型施設定員63名内の空床分とし、ユニットの数は6ユニットとする。ユニットの名称及び定員数は以下のとおりとする。なお、居室はユニット型個室とする。

- | | |
|--------|-----|
| 1)鳥1丁目 | 11名 |
| 2)鳥2丁目 | 10名 |
| 3)風3丁目 | 10名 |
| 4)風4丁目 | 11名 |
| 5)月5丁目 | 11名 |
| 6)月6丁目 | 10名 |

第5章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用額

(サービス内容及び日課)

第8条 利用者の日常生活を定め、これを励行させることができる。ただし、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制してはならない。

2 入浴は個浴またはストレッチャー浴にて 1 週間あたり、概ね2回入浴を行う。ただし、身体の状態に応じて、清拭となる場合がある。

3 利用者の起床、就寝、食事時間は原則としては次のとおりとする。

	時 分
起床	6:30 ～
朝食	8:00 ～ 10:00
昼食	11:45 ～ 12:45
夕食	18:00 ～ 19:30
就寝	21:00 ～

4 食事は自立支援のため離床してリビング(共同生活室)にて食事を提供する。

5 必要に応じて、利用者の生活相談に応ずる。

6 利用期間中においては、看護職員による健康チェックを行う。

7 その他利用者に必要な日常生活上の支援を行う。(排せつ介助、食事介助、水分補給、レクリエーション等)

8 必要に応じて、医師または機能訓練指導員の指導に基づく機能訓練を実施する。

(利用料等)

第9条 事業を提供した場合利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービス(現物給付)であるときは、介護保険負担割合証に記載の割合の額とし、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1)食費

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
ユニット型個室	1,800円	1,360円	1,030円	600円	300円

※食事の内訳は、朝食320円、昼食740円、夕食740円とし、実際に提供した食数を請求する。なお、食事のキャンセルは、当日の朝8時30分までに連絡がない場合、食費を請求するものとする。

(2)居住費(滞在費)

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
ユニット型個室	3, 330円	1, 470円	1, 370円	880円	880円

(3)おやつ・ドリンク代 1日にあたり130円

(4)送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める場合を除く)

(5)理美容代 実費相当額

(6)(介護予防)短期入所生活介護の提供において通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担を求める事が適当と認められる費用

(7)複写物の交付(10円/1枚)複写物を必要とする場合の費用

(8)その他、利用者の希望により係る費用 (税込)

1	喫茶代	320 円／1 セット 飲み物 100 円ケーキ 220 円
2	クラブ活動費(次のいずれかに参加された時) 書道・絵画・押し花教室	100 円／月
3	個人外出・外泊時の交通費	実費
4	膳 写 費	1枚あたり 10 円
5	証 明 証	1通 100 円

3 通常の送迎実施地域以外に居住する利用者に対して、行う送迎に要する費用は、下記により徴収する。

- ① 通常の実施地域を越える地点から居宅まで10km未満(片道) 500円
- ② " 10km以上15km未満(片道) 1, 000円
- ③ " 15km以上5kmごとに加算額(片道) 500円
- ④ 有料道路利用料金 実 費

(ただし、通常の送迎の実施地域を越えた場合のみかかる)

4 前2項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及びその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

5 利用者の都合で利用を中止する場合は下記のキャンセル料を徴収する。ただし、急病による入院など、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

- ① 利用開始日の午前8時30分までに連絡をいただいた場合

キャンセル料は不要

- ② 利用開始日の午前8時30分までに連絡がなかった場合

利用料(10割相当額)の10%

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、大津市内(石山・南郷・大石・田上学区を除く)とする。

(心身の状況等の把握)

第11条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業所(介護予防支援事業所)が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

((介護予防)短期入所生活介護計画)

第12条 管理者は、4日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の日常生活全般の状況および利用者または家族の希望を踏まえ、提供する介護の目標、当該目標を達成するための具体的な介護提供内容等を記載した(介護予防)短期入所生活介護計画を作成するものとする。

2 (介護予防)短期入所生活介護計画は、既に居宅(介護予防)サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

3 管理者は、(介護予防)短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、いずれかの同意を得るものとする。

4 管理者は、(介護予防)短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

(営業日及び営業時間)

第13条 当事業所の営業日と営業時間は、次の通りとする。

(1)営業日 年間を通じて休日を設けない。ただし、相談窓口は月～金曜日の8:30～17:30とする。

(2)営業時間 24時間体制とする。ただし、利用者の入所受入時間は、施設が送迎する場合は原則として、月曜日から金曜日までの10:00～17:30までとする。

(家族が送迎する場合は、その限りではない)

第6章 サービス利用にあたっての留意事項

(遵守事項)

第14条 利用者は、次の定める事項について遵守しなければならない。

(1)火気、その他危険物の取り扱いには、常に注意し、就寝後並びに居室、廊下では禁煙で

あること。

- (2)和を大切にしてい喧嘩、口論、暴力、泥酒等他人に迷惑をかけないこと。
- (3)みだりに施設の設備の位置、又は形状を変更し、不当な損害を与えるような行為をしないこと。
- (4)宗教や慣習の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のため、他人の自由を侵さないこと。
- (5)貸与品又は支給品を許可なくして利用し、又は処分しないこと。
- (6)食料品の持込、飲酒等は、利用者の健康を考慮して施設の制限したことを守ること。
- (7)その他、集団生活の規律を乱す行為をしないこと。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第15条 利用者は、事業所を利用するに当たっては、医師の診療状況や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用に心がける。

- 2 利用中に、医療等の必要が生じた時は、家族又は担当介護支援専門員に連絡し対応を協議する。ただし緊急の時は、連絡が事後となる事もある。また、その後の対応は家族で行う。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第16条 管理者は、災害対策について次の措置を講じるものとする。

- 1)消火器、避難設備、警報設備等の整備と点検。
 - 2)防火設備、火気取扱所、屋内外配線の点検。
 - 3)災害に対する職員の分担、編成表を作り、避難、消火の訓練をすること。但し、職員分担編成表は各自職員に配布すること。
 - 4)火気取扱責任者、防火管理者を明確にし、火気取扱に関する事項の周知徹底を図る。
 - 5)非常災害等の発生の際に事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を
行う体制を構築するよう努める。
- 2 事業所は、非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画を策定し、研修、定期的に避難、救出、訓練(シミュレーション)の実施、その他必要な訓練を年2回以上実施するものとする。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第17条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止策のために、次の措置を講じるものとする。

- 1) 職員に対する虐待を防止するための研修の実施・指針の整備
 - 2) 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
 - 3) その他、虐待防止のために必要な措置
 - 4) 虐待防止に関する責任者（施設長）の選定
 - 5) 虐待防止に関する担当者（虐待防止委員会委員長）の設置
 - 6) 成年後見制度の利用支援
 - 7) 相談窓口の設置（生活相談員の配置）
- 2 事業所は、サービス提供中に、当施設又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- 1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(秘密の保持)

第19条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用

する場合は、あらかじめ文章により利用者の同意を得るものとする。

（苦情等への対応）

第20条 事業所は、提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。

- 2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であると認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。
- 3 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いも行わない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第21条 事業所は、提供したサービスによる事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故防止委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 5 事業所は、組織的な安全対策体制の整備・事故発生の防止の安全対策担当者(事故防止委員会委員長)を設置するものとする。

（衛生管理等）

第22条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底すること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に開催すること。
- (4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、蔓延の防止に万全を期すこと。また、日頃から職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者等の健康状態によって利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、利用者及び職員に対して手洗いやうがいを行行する等衛生教育の徹底を図ること。

3 事業所は、感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画を策定し、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施、その他必要な訓練を年2回以上実施するものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第23条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するものとする。

(地域との連携)

第24条 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流を図るものとする。

2 事業所は、その運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(職員の研修)

第25条 事業所は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年3回以上

2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(その他)

第26条 事業所は、(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3 事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は、暴力団員でないこと。また暴力団員の支配を受けてはならない。

《附 則》

この運営規程は平成30年 4月 1日から施行する。

この運営規程は令和 3年 4月 1日から施行する。

この運営規程は令和 4年10月 1日から施行する。

この運営規程は令和 5年 2月 1日から施行する。

この運営規程は令和 6年 4月 1日から施行する。

この運営規程は令和 6年 8月 1日から施行する。

この運営規程は令和 7年 6月 1日から施行する。

この運営規程は令和 8年 8月 1日から施行する。

本規程を改正するときは、運営会議に諮り施設長がこれを決定する。